

本市の大綱策定の考え方について

(1) 大綱の位置づけ

大綱は、平成 27 年 4 月 1 日改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）」第 1 条の 3 に規定されるもので、市長と教育委員会が協議・調整し、市長が策定する。そして、市長及び教育委員会は策定した大綱の下に、それぞれ所管する事務を執行することとなる。

この大綱は、教育に関する基本的な方針として策定するものであり、本市では、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく「成田市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育振興基本計画）」として平成 27 年度に策定する「成田市学校教育振興基本計画」を位置付けるとともに、市の生涯学習分野の基本計画である「成田市生涯学習推進計画」についてもあわせて、大綱の一部として位置付けるものとする。

(2) 大綱の策定スケジュール（予定）

平成 27 年 6 月 30 日 第 1 回総合教育会議において大綱の考え方を協議

平成 27 年 10 月頃 第 2 回総合教育会議において大綱（案）の協議

平成 28 年 3 月頃 第 3 回総合教育会議において大綱の決定

《大綱関連図》

